特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石巻市は、評価対象の事務において特定個人情報保護ファイルを取扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうる特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このような危険性を低減させるために適切な措置を講じ、これをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

石巻市長

公表日

令和5年12月25日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(则添2) 変更簡所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務		
②事務の内容	【事務の概要】 ・地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による個人住民税の賦課に伴う業務 ・個人住民税に係る納税義務者の抽出及び確定申告、市県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、配当・報酬に係る支払調書など各種課税資料に基づく個人住民税の賦課及び納税義務者の所得・課税情報の管理・調査業務 【特定個人情報保護ファイルを用いた事務】		
③対象人数	個人住民税の賦課及び各種証明、台帳の整備 <選択肢> [10万人以上30万人未満] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満		
2. 特定個人情報ファイル・	を取り扱う事務において使用するシステム		
システム1			
①システムの名称	個人住民税ユニット		
②システムの機能	【申告情報管理機能】 ・個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料の受領、管理及び住民税の賦課準備 【住民税賦課機能】 ・課税準備処理、当初賦課、納付書や納税通知書の帳票発行、異動更正、証明書発行		
	[]情報提供ネットワークシステム [〇] 庁内連携システム		
②(4.0.) フェノトの技体	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム		
③他のシステムとの接続	[〇] 宛名システム等 [〇] 税務システム		
	[〇]その他 (住民税課税支援システム、収納消込/滞納管理システム等)		
システム2~5			
システム2			
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)		
	・確定申告書データ及び画像データ受領 ・法定調書(配当・報酬等資料せん)データ受領		
②システムの機能	・上記他市町村分の回送 ・確定申告書イメージデータ印刷 ・扶養是正情報等のデータ送信		
②システムの機能	・確定申告書イメージデータ印刷		
	・確定申告書イメージデータ印刷 ・扶養是正情報等のデータ送信		
②システムの機能 ③他のシステムとの接続	・確定申告書イメージデータ印刷 ・扶養是正情報等のデータ送信 []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム		
	・確定申告書イメージデータ印刷 ・扶養是正情報等のデータ送信 []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
	・確定申告書イメージデータ印刷 ・扶養是正情報等のデータ送信 []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム		
③他のシステムとの接続	・確定申告書イメージデータ印刷 ・扶養是正情報等のデータ送信 []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム		
③他のシステムとの接続システム3	・確定申告書イメージデータ印刷 ・扶養是正情報等のデータ送信		
③他のシステムとの接続 システム3 ①システムの名称	・確定申告書イメージデータ印刷 ・扶養是正情報等のデータ送信 []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []で名の他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)) 電子申告システム(eLTAX)) ・事業所・保険者から送信された給与支払報告書、公的年金等支払報告書データ受領・公的年金から特別徴収を行う保険者へ、個人住民税の徴収額等賦課データ送信・特別徴収に係る異動届、名称変更届の受領		
③他のシステムとの接続システム3①システムの名称②システムの機能	・確定申告書イメージデータ印刷 ・扶養是正情報等のデータ送信 []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []での他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)) 電子申告システム(eLTAX)) ・事業所・保険者から送信された給与支払報告書、公的年金等支払報告書データ受領・公的年金から特別徴収を行う保険者へ、個人住民税の徴収額等賦課データ送信・特別徴収に係る異動届、名称変更届の受領・給与から特別徴収を行う事業所へ、個人住民税の徴収額等賦課データ送信		
③他のシステムとの接続 システム3 ①システムの名称	・確定申告書イメージデータ印刷 ・扶養是正情報等のデータ送信 []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [②]その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))) 電子申告システム(eLTAX))) 電子申告システム(eLTAX)) ・事業所・保険者から送信された給与支払報告書、公的年金等支払報告書データ受領・公的年金から特別徴収を行う保険者へ、個人住民税の徴収額等賦課データ送信・特別徴収に係る異動届、名称変更届の受領・給与から特別徴収を行う事業所へ、個人住民税の徴収額等賦課データ送信		

システム4			
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー		
②システムの機能	1. 団体内統合利用番号の付番と管理各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合利用番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内統合利用番号、個人番号を紐付ける。 2. 符号取得支援・検査中間サーバーへ処理通番の発行を依頼し、符号取得の成否を検査する。 3. 情報提供機能各業務及び業務システムの依頼により特定個人情報を中間サーバーへ登録する。 4. 情報照会機能各業務及び業務システムに代わって、宛名番号を団体内統合利用番号の変換し、中間サーバーへ特定個人情報を照会する。 5. 宛名情報照会団体内統合利用番号もしくは個人番号、住基基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。		
	[]情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム		
③他のクス / 五との接続	[] 宛名システム等 [〇] 税務システム		
	[〇]その他 (庁内の各業務システム、中間サーバー)		
システム5			
①システムの名称	中間サーバー		
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報提供ネットワーク内で個人を特定する符号と、情報保有機関内で個人を特定する団体内統合利用 番号を紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報(連携対象)の照会とその受領を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報(連携対象)の提供要求受付と提供を行う。 4. 庁内システム接続機能 庁内の共通基盤システムと情報の照会、提供及び符号取得について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会及び提供の処理について記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持及び管理する機能 7. データ送受信機能(「2.情報照会機能」「3.情報提供機能」との違い) 情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携 するための機能 8. セキュリティ管理機能 「中間サーバーシステム方式設計書」の記述に準じる。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーシステム方式設計書の記述に準じる。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーシステム方式設計書が記述に基づいて認証し、各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。		

	[O] 情報提供ネットワークシステム	[〇] 庁内連携システム
@## @ \$ = 7 1 @ ####	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[〇] 既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[〇]宛名システム等	[〇]税務システム
	[〇]その他 (庁内の各業務システム)
システム6~10		
システム6		
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム	
②システムの機能	税証明書のデータを作成し、住民が請求したコン 2. 個人住民税システムとの情報連携	らコンビニ交付証明書交付センターからの要求に応じて課 ンビニ等のマルチコピー機へデータを送信する。 等が発生した際に個人住民税システムから課税証明書に
	[]情報提供ネットワークシステム	[]庁内連携システム
@## @	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等	[〇] 税務システム
	[]その他 ()
システム11~15		
システム16~20		
3. 特定個人情報ファイル	名	
個人住民税賦課ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16項	
5. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	れる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、2 48、54、57、58、59、61、62、63、64、65 7、101、102、103、106、107、108、113 (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち 法律及びこれらの法律に基づく条例による地方	ち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含ま 3、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、 5、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、9 3、114、115、116、119の項) 5、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する
6. 評価実施機関における	担当部署	
①部署	総務部市民税課	
②所属長の役職名	市民税課長	
7. 他の評価実施機関		
I_		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名				
1. 住民税基本台帳ファイル				
2. 基本情報				
①ファイルの種類 ※	<選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)			
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族			
その必要性	市税の公平・公正な賦課事務遂行及び個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため。			
④記録される項目	<選択肢>			
主な記録項目 ※ その妥当性	・識別情報			
⑤保有開始日	平成27年10月			
⑥事務担当部署	総務部市民税課			
3. 特定個人情報の入手・	100 000 000 0000			
①入手元 ※	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 (市民課、障害福祉課、保護課) [○]行政機関・独立行政法人等 (公的年金等の支払者、国税庁) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [○]民間事業者 (給与、報酬、配当、公的年金等の支払者) []その他 ()			
②入手方法	[○] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (GWAN)			

③使用目的 ※			個人住民税の適正な賦課業務、各種証明書の発行に関する事務		
		使用部署	終務部市民税課、市民生活部渡波支所、市民生活部蛇田支所、市民生活部稲井支所、市民生活部荻浜支所、河北総合支所市民福祉課、雄勝総合支所市民福祉課、河南総合支所市民福祉課、桃生総合支所市民福祉課、北上総合支所市民福祉課、牡鹿総合支所市民福祉課		
④使月	用の主体	使用者数	 <選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 50人以上100人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 		
⑤使用方法			・申告情報(確定申告書、給与支払報告書等)から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 ・住記情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。 ・医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報から非課税、控除を把握する。 ・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。 ・特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う。 ・課税対象者からの申請に基づき、地方税関係情報から課税証明書を発行する。 ・更正の必要を生じた場合には、地方税関係情報の税額を更新する。 ・住基情報から、年金特別徴収対象者の異動を把握し、特別徴収の開始・中止等を決定する。		
	情報の	の突合	住基情報と、申告情報、生活保護・社会福祉関係情報を突合して、非課税者を確認する。 住基情報と、申告情報を突合して、所得額、控除額を確認する。 住基情報、地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。		
6使月	用開始日		平成28年1月1日		
4. 牦	寺定個人情	青報ファイル・	の取扱いの委託		
委託(の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (5)件		
委託事項1			税系システム群個人住民税ユニット運用支援業務		
①委託内容			ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業 指示に基づくデータ抽出等		
②委i	②委託先における取扱者数		 <選択肢> 10人未満 10人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 		
3委	託先名		インテック・JET石巻市運用支援業務共同企業体		
再	④再委託	の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない		
再委託		の有無 ※	1) 面季許する 2) 面季許しない		
委		の許諾方法	1) 面季許する 2) 面季許しない		
委託	⑤再委託	の許諾方法事項	1) 面季許する 2) 面季許しない		
委託 委託	⑤再委託	の許諾方法事項	1) 面季許する 2) 面季許しない		
委託	⑤再委託 ⑥再委託 事項2~5	の許諾方法事項	[再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない		
委託	⑤再委託 ⑥再委託 事項2~5 事項2	の許諾方法事項	[再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない		
委託	⑤再委託 ⑥再委託 事項2~5 事項2	事項	1) 再委託しない		
委託 ①	⑤再委託 ⑥再委託 事項2~5 事項2 託内容 託先におけ	事項	1) 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない 2) 再委託しない 納税通知書等作成封入・封緘業務 4) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
委託	⑤再委託 ⑥再委託 事項2~5 事項2 託内容 託先におけ 託先名	の許諾方法 事項 る取扱者数	1) 再委託する 2) 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない 納税通知書等作成封入・封緘業務		

委託事項3		申告支援システム保守点検業務			
①委託内容		申告支援システム保守点検及び税制改正対応			
②委託先における取扱者数		<選択肢>(選択肢>1) 10人未満2) 10人以上50人未満3) 50人以上100人未満4) 100人以上500人未満5) 500人以上1,000人未満6) 1,000人以上			
3委記	託先名	株式会社 日立システムズ 東北支社			
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託	事項4	電子申告システム運用委託業務			
①委詞	託内容	国税連携及びeLTAXによる申告データ運用			
②委i	託先における取扱者数	く選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上			
③委請	託先名	株式会社 日立システムズ 東北支社			
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
再 委 託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託事項5		税系システム群個人住民税ユニット保守業務			
①委託内容		税系システム群個人住民税ユニットの保守及び税制改正等対応			
②委託先における取扱者数		<選択肢>10人未満10人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上			
③委詞	託先名	株式会社 日立システムズ 東北支社			
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない			
委託	⑤再委託の許諾方法	業務の一部再委託に限り、やむを得ない事情がある場合に再委託先名称・再委託理由・安全性の確保 等を書面により、事前に申請し承諾を得るケースに限る。			
	⑥再委託事項	他システム連携に関する仕様調整・テスト・問合せサポートに係る一部作業			
委託	事項6~10				
委託	事項6	個人住民税申告書作成等業務			
①委詞	託内容	個人住民税申告書作成等			
②委託先における取扱者数		〈選択肢〉 (選択肢〉 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
③委託先名		株式会社 ホクトコーポレーション			
田	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
再 委 託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託事項11~15					
委託	事項16~20				

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (55)件	[🔾] 移転を行っている	(23)作	
	別紙1のとおり				
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二				
②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二に定められた用途				
③提供する情報		地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)			
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	-, -,	···		
	[〇] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線		
◎相# ★☆	[] 電子メール	[]電子記録媒体(フラッシュ	ュメモリを除く。)	
⑥提供方法 	[] フラッシュメモリ	[〕紙		
	[]その他 ()	
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度				
提供先2~5					
提供先6~10					
提供先11~15					
提供先16~20					
移転先1	別紙2のとおり				
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二				
②移転先における用途	番号法第9条 別表第一に定められた用	途			
③移転する情報	地方税関係情報				
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満]	3) 10万人以	上10万人未満 (上100万人未満 以上1,000万人未満		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ				
	[]庁内連携システム	[] 専用線		
 ⑥移転方法	[]電子メール	[]電子記録媒体(フラッシュ	ュメモリを除く。)	
919147174	[] フラッシュメモリ	[〕紙		
	[〇] その他 (庁内ネットワーク)	
⑦時期·頻度	随時				
移転先2~5					
移転先6~10					
移転先11~15					
移転先16~20					
6. 特定個人情報の保管・	消去				
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をして したサーバ内に保管。サーバへのアクセ			テっている部屋に設	
7. 備考					

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

〇個人住民税賦課ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.対象年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更 新コンピュータ名、10.更新ューザlD、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.地域台帳番号、15.世帯台帳番号、16.個人台帳番号。 17.世帯番号、18.混合世帯番号、19.氏名カナ、20.編集済氏名カナ、21.氏名漢字、22.編集済氏名漢字、23.宛名郵便番号、24.宛名住所コー 、25.宛名住所、26.宛名地番、27.宛名地番数值1、28.宛名地番数值2、29.宛名地番数值3、30.宛名方書力大、31.宛名方書漢字、32.世 帯主氏名カナ、33.世帯主氏名漢字、34.性別区分、35.生年月日、36.元号フラグ、37.続柄コード、38.続柄名称漢字、39.電話番号、40.宛名行 政区コート、、41.住民区分、42.宛名消除区分、43.宛名增減事由コート、44.增減異動日、45.記載順位、46.旧氏名カナ、47.旧氏名漢字、48.外 国人本名、49.検索用氏名カナ、50.検索用旧氏名カナ、51.遡り異動対象区分フラグ、52.遡り対象判定年月日、53.編集電話番号、54.異動年 月日、55.住民税整理番号、56.賦課資料区分コート、57.均等割区分、58.均等割パターン番号、59.入力区分、60.営業所得額、61.農業所得 額、62.その他事業所得額、63.不動産所得額、64.利子所得額、65.配当所得額、66.株式配当所得額、67.公募外貨配当所得額、68.公募 他配当所得額、69.その他配当所得額、70.所得税配当所得額、71.所得税株式配当所得額、72.所得税公募外貨配当所得額、73.所得税 公募他配当所得額、74.所得税その他配当所得額、75.給与所得額、76.主たる給与支払額、77.従たる給与支払額、78.給与支払額内数 専従者給与額、79.特定支出控除額、80.雑所得額、81.公的年金支払額、82.年金雑所得額、83.その他雑所得額、84.総合譲渡短期所得 額、85.総合譲渡短期差引額、86.総合譲渡長期所得額、87.総合譲渡長期差引額、88.総合譲渡分特別控除額、89.一時所得額、90.一時 差引額、91.総合一時所得額、92.短期一般所得額、93.短期一般差引額、94.短期一般特別控除額、95.短期軽減所得額、96.短期軽減差 引額、97.短期軽減特別控除額、98.長期一般所得額、99.長期一般差引額、100.長期一般特別控除額、101.長期特定所得額、102.長期 特定差引額、103.長期特定特別控除額、104.長期軽課所得額、105.長期軽課差引額、106.長期軽課特別控除額、107.長期特別所得 額、108.長期特別差引額、109.長期特別特別控除額、110.土地等雑所得額、111.超短期所得額、112.株式譲渡所得額、113.商品先物取 引所得額、114.山林所得額、115.山林特別控除額、116.退職所得額、117.退職所得控除額、118.退職支払額、119.市町村源泉退職所得 割額、120.都道府県源泉退職所得割額、121.総合退職所得額、122.総合退職所得控除額、123.変動所得額、124.前年変動所得額、125. 前々年変動所得額、126.臨時所得額、127.平均課税対象金額、128.免税所得額、129.肉用牛売却価格、130.肉用牛免税対象所得額、 131.肉用牛免税対象外所得額、132.非課税所得額、133.申告0円所得区分01、134.申告0円所得区分02、135.申告0円所得区分03、136. 申告0円所得区分04、137.申告0円所得区分05、138.申告0円所得区分06、139.申告0円所得区分07、140.申告0円所得区分08、141.申 告0円所得区分09、142.申告0円所得区分10、143.総所得金額、144.合計所得金額、145.総所得金額等、146.所得税総所得金額、147. 所得税合計所得金額、148.所得税総所得金額等、149.総所得損通所得額、150.総合短期損通所得額、151.総合長期損通所得額、152. 短期一般損通所得額、153.短期軽減損通所得額、154.長期一般損通所得額、155.長期特定損通所得額、156.長期軽課損通所得額、 157.長期特別損通所得額、158.土地等雑損通所得額、159.超短期損通所得額、160.山林損通所得額、161.株式讓渡損通所得額、162. 商品先物取引損通所得額、163.退職損通所得額、164.所得稅総所得損通所得額、165.所得稅総合短期損通所得額、166.所得稅総合 長期損通所得額、167.所得税短期一般損通所得額、168.所得稅短期軽減損通所得額、169.所得稅長期一般損通所得額、170.所得稅 長期特定損通所得額、171.所得稅長期軽課損通所得額、172.所得稅長期特別損通所得額、173.所得稅土地等雜損通所得額、174.所 得税超短期損通所得額、175.所得税株式譲渡損通所得額、176.所得税商品先物取引損通所得額、177.所得税山林損通所得額、178. 所得税退職損通所得額、179.雜損控除額、180.医療費控除額、181.社会保険料控除額、182.小規模共済控除額、183.生命保険料控除 額、184.所得税生命保険料控除額、185.生命保険料支払額、186.個人年金保険料支払額、187.損害保険料控除額、188.所得税損害保 険料控除額、189.損害保険料支払額、190.長期損害保険料支払額、191.寄付控除額、192.所得税寄付金控除額、193.合計控除額、194 所得税合計控除額、195.控対配該当コード、196.配偶者区分、197.配特有無区分フラグ、198.配偶者特別控除額、199.所得税配偶者特別 控除額、200.配偶者合計所得金額、201.扶養一般該当人数、202.扶養年少該当人数、203.扶養特定該当人数、204.扶養老人該当人 数、205.扶養同居老人該当人数、206.扶養特障該当人数、207.扶養同居特障該当人数、208.扶養普障該当人数、209.未成年該当□-、210.老年者該当コード、211.寡婦該当コード、212.障害者該当コード、213.勤労学生該当コード、214.住民税申告区分、215.本専区分、216. 配専区分、217.青色専従該当人数、218.白色専従該当人数、219.専従者控除額、220.繰越損失額、221.純損失額、222.譲渡繰越損失 額、223.雜損失額、224.特定株式損失額、225.当年純損失額、226.当年譲渡繰越損失額、227.当年雑損失額、228.当年特定株式損失 額、229.前純損失額、230.前譲渡繰越損失額、231.前雑損失額、232.前特定株式損失額、233.前々純損失額、234.前々譲渡繰越損失 額、235.前々雑損失額、236.前々特定株式損失額、237.所得税総所得課標額、238.所得税短期一般課標額、239.所得税短期軽減課標 額、240.所得税長期一般課標額、241.所得税長期特定課標額、242.所得税長期軽課課標額、243.所得税長期特別課標額、244.所得稅 土地等雑課標額、245.所得税超短期課標額、246.所得税株式課標額、247.所得税商品先物取引課標額、248.所得税山林課標額、249. 所得税退職課標額、250.総所得所得税額、251.短期一般所得税額、252.短期軽減所得税額、253.長期一般所得税額、254.長期特定所 得税額、255.長期軽課所得税額、256.長期特別所得税額、257.土地等雑所得税額、258.超短期所得税額、259.株式所得税額、260.商品 先物取引所得税額、261.山林所得税額、262.退職所得税額、263.所得税配当控除額、264.住宅借入金特別控除額、265.その他特別控 除額、266.定率控除前所得税額、267.所得税災害減免額、268.所得税外国税額控除額、269.定率控除後所得税額、270.所得税額、271 総所得課標額、272.短期一般課標額、273.短期軽減課標額、274.長期一般課標額、275.長期特定課標額、276.長期軽課課標額、277.長 期特別課標額、278.土地等雜課標額、279.超短期課標額、280.株式課標額、281.商品先物取引課標額、282.山林課標額、283.退職課標 額、284.市町村総所得所得割額、285.市町村短期一般所得割額、286.市町村短期軽減所得割額、287.市町村長期一般所得割額、288. 市町村長期特定所得割額、289.市町村長期軽課所得割額、290.市町村長期特別所得割額、291.市町村土地等雑所得割額、292.市町 村超短期所得割額、293.市町村株式所得割額、294.市町村商品先物取引所得割額、295.市町村山林所得割額、296.市町村退職所得 割額、297.市町村算出所得割額、298.市町村配当控除額、299.市町村外国税額控除額、300.市町村調整額、301.市町村特別減税額、 302.市町村定率控除額、303.市町村免税額、304.市町村所得割額、305.市町村端数切捨所得割額、306.市町村特別減税前所得割額、 307.市町村定率控除前所得割額、308.市町村均等割額、309.市町村民税額、310.都道府県総所得所得割額、311.都道府県短期一般所 得割額、312.都道府県短期軽減所得割額、313.都道府県長期一般所得割額、314.都道府県長期特定所得割額、315.都道府県長期軽 課所得割額、316.都道府県長期特別所得割額、317.都道府県土地等雑所得割額、318.都道府県超短期所得割額、319.都道府県株式 所得割額、320.都道府県商品先物取引所得割額、321.都道府県山林所得割額、322.都道府県退職所得割額、323.都道府県算出所得 割額、324.都道府県配当控除額、325.都道府県外国税額控除額、326.都道府県調整額、327.都道府県特別減税額、328.都道府県定率 控除額、329.都道府県免税額、330.都道府県所得割額、331.都道府県端数切捨所得割額、332.都道府県特別減税前所得割額、333.都 道府県定率控除前所得割額、334.都道府県均等割額、335.都道府県民税額、336.課税非課税区分コード、337.年税額、338.市町村所得 割減免額、339.市町村均等割減免額、340.都道府県所得割減免額、341.都道府県均等割減免額、342.株式譲渡上場所得額、343.所得 税株式譲渡上場所得額、344.所得税株式譲渡所得額、345.株式譲渡上場損通所得額、346.所得税株式譲渡上場損通所得額、347.株 式上場課標額、348.所得稅株式上場課標額、349.肉牛軽減課標額、350.市町村株式上場所得割額、351.都道府県株式上場所得割額、 352.市町村肉牛軽減所得割額、353.都道府県肉牛軽減所得割額、354.株式上場所得税額、355.肉牛軽減所得税額、356.株式含む合計 所得金額、357.先物取引損失額、358.当年先物取引損失額、359.前先物取引損失額、

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

個人住民税税賦課ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は住民記録システムに限定されるため、住民記録システムへの情報の登録の 際に、届出の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以 外の情報の入手の防止に努める。 リスクに対する措置の内容 届出書をシステムへ入力後、移動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 届出書をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。 <選択肢> 十分である Γ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

不適切な方法で入手が行われるリスク

住民からの届出・申請情報の入手に当たっては、住基法第27条の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受 領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。

- ・入手した特定個人情報が不正確であるリスク
- 入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。
- ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 住民からの届出・申請情報の入手に当たっては、限られた窓口職員とし、届出・申請書の保管場所の施錠管理を徹底することで漏え い・紛失を防止している。

3. 特定個人情報の使用				
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
リスク	リスクに対する措置の内容・住民基本台帳システムと住基ネット市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報と紐(けは行わない。			
リスク	リスクへの対策は十分か			
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
	具体的な管理方法	・住民基本台帳システムを利用する必要がある職員及び委託先の特定。また、個人番号の取り扱いを可能とする操作者及び不可とする操作者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う予定・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。		
その他	その他の措置の内容 なりすまし防止策への対応として、操作しない時間が一定時間経過することで自動ログアウトする仕組 を実装している。			
リスク	リスクへの対策は十分か			
#4 中 #	株字用			

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない				
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク				
	忍約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	規定の内容	安全管理措置、秘密保持、持出禁止、目 棄、作業従事者の報告、再委託の要件、 定している。			
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない	
	具体的な方法	委託先と同等の取扱いを課している。			
その他	也の措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個	固人情報ファイルの取扱し	いの委託におけるその他のリスク及びその	カリスクに対する措置		
	定個人情報の提供・移転 : 不正な提供・移転が行	:(委託や情報提供ネットワークシステム ・われるリスク	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない	
	固人情報の提供・移転に ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	内容: 秘密保持、持出禁止、濫用禁止、 棄、事故発生時の報告、委託時の要件G	目的外利用禁止、複写複製禁止 在認方法:チェックリストで定期的	、収集制限、結合制限、返還破に確認	
その他	也の措置の内容	以下の方法で特定個人情報ファイルへ?・サーバー室への入室制限 ・サーバー			
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
媒体紛	}失等に対するリスク:特.	定個人情報の受渡しはネットワークによる	ものとし、媒体に保管することに	よる紛失を予防する。	

6. 情報提供ネットワークシ	・ステムとの接続	LO」接続しない(人手)	[」接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク2: 不正な提供が行われ	るリスク				
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置・情報提供機能により、情報提供表ットワーワークシステムから入手し、中間サーバー基づき情報連携が認められた特定個人情で情報提供機能により、情報提供本ットワーステムから情報提供許可証と情報と言とで、特定自動で生成して送付することで、特に慎重な対応が求められる情報に送にし、特に質個人情報が不正に提供されるでは、対機にでは関し、中間サーバーの職員認証・体密の記録がまイン連携を抑止する仕組みになっている。 く中間サーバー・プラットフォームにおける(該当リスク無し) く中間サーバーの運用における措置>・・不正検知の目的で、ログを定期的に確認・中間サーバー接続端末の情報提供機能の承認を得た上で、提供を実施する運用を	-クシステムにおける照会許可にも格納して、情報提供機能に報の提供の要求であるかチェークシステムに情報提供を行うへたどり着くための経路情報を固人情報が不正に提供されるいは自動応答を行わないよう内容を改めて確認し、提供を行びは、ログイン時の職員認証を施されるため、不適切な接続措置> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	こより、照会許可用照合リストに ックを実施している。 際には、情報提供ネットワークシ ・受領し、照会内容に対応した情 リスクに対応している。 に自動応答不可フラグを設定 「うことで、センシティブな特定個 の他に、ログイン・ログアウトを 端末の操作や、不適切なオンラ		
リスクへの対策は十分か		<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

◆不適切な方法で提供されるリスクに対する措置

<評価対象システムのソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーとは、データセンター内のサーバ間通信に限定しており、他の経路で提供できない。
- ・ID/パスワードに認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。
- ・本システムクライアント以外から情報提供できないようシステム上で担保している。

<運用における措置>

情報提供内容の自動応答が出来ない場合に手動で情報提供を行う場合は、所属長の許可の上実施する。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化した上で提供する。
- ・中間サーバーを利用したユーザ、ログイン及びログアウトした時刻及び操作内容をログに記録する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと庁内の各業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、LGWANを利用することで不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ・各利用団体は、中間サーバーとの接続回線をそれぞれに分離し、通信を暗号化することで漏えいのリスクに対応している。
- ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供のリスクに対応している。

<中間サーバーの運用における措置>

- ・ログを定期的に調査することで不正利用を検知する。
- ·情報提供は自動応答又は特定個人情報管理端末に限定し、実施手順を運用ルールに定め、職員へ運用ルールの周知を徹底している。
- ◆誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置

<既存住基システムのソフトウェアにおける措置>

・既存住基システムの情報提供機能は、中間サーバーの仕様に基づき設計、テストを行っているため、誤った情報を提供してしまうリスクを排除している。

<既存住基システムの運用における措置>

- ・中間サーバーに登録する特定個人情報については、登録時に複数の職員によるチェックに加え所属長の承認を経た上で登録する。 ・中間サーバーには可能な限り最新の情報を登録すること、誤った情報を登録した場合などの対応ルールを定め、当該ルールに従って 実施している。
- <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
- ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能により、情報提供データベースへのインポートデータの形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポート データを出力する機能を有している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (該当リスク無し)

<中間サーバーの運用における措置>

- ・特定個人情報管理端末から情報提供内容を登録する場合、複数の職員によるチェックを行い所属長の承認を得る。
- ・特定個人情報管理端末から誤った情報を修正する場合、修正内容について所属長の事前の承認を得た上で実施する。

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
①事 知	枚発生時手順の策定・周	[十分に	行っている]	<選択肢> 1)特に力を 3)十分に行	入れて行ってし っていない	ハる 2) 十分に行	っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり		2) 発生なし	
	その内容							
	再発防止策の内容							
そのfl	也の措置の内容	施錠管理をするこ 在によるリスクを く中間サーバー・中間サーバー・ を効率的かつ包 に、ログの解析を ・中間サーバー・	プラットフォー こととしている。 回避する。 ・プラットフォー プラットフォー 舌的に保護す 行う。 プラットフォー	ムをデータ。また、設 ・よた、設 ・ムにおけ ムではUT る装置)等 ムでは、ウ	マセンターに構置場所はデーる措置 > M(コンピュータを導入し、アクマイルス対策ソフィ、必要に応	タセンター内の マウィルスやハ・ マセス制限、侵 フトを導入し、/	「への入退室者管理を使うない。」 では、他のではない、他のではない。 では、他のではない。 では、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他の	也テナントとの混
リスク	への対策は十分か	[+5	うである]	<選択肢> 1)特に力を 3)課題が残	入れている されている	2) 十分である	3
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリ	スク及びその	リスクに対	する措置			
8. 監	查							
実施の	の有無	[〇]自己点村	È	[]	内部監査	[] 外部監査	
9. 彼	業者に対する教育・ 標	李 発			/ G + C - C - C			
従業者	者に対する教育·啓発 -	[十分に	行っている]	<選択肢> 1)特に力を 3)十分に行	入れて行ってし っていない	ハる 2) 十分に行 [、]	っている
	具体的な方法	<中間サーバー・運用規則等に基に自己点検を実施	づき、中間サ	ーバー・フ		の運用に携わ	う る職員及び事業者	行に対し、定期的

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請求先	石巻市総務部総務課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111				
②請求方法	巻市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を行う。				
③法令による特別の手続	D手続 石巻市個人情報保護条例、石巻市個人情報保護条例施行規則				
④個人情報ファイル簿への不記載等					
2. 特定個人情報ファイルの	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
①連絡先	石巻市総務部市民税課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111				
②対応方法	電話、メールによる問い合わせ				

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価						
①実施日	平成27年6月4日					
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取 【任意】					
①方法						
②実施日·期間						
③主な意見の内容						
3. 第三者点検【任意】						
①実施日						
②方法						
③結果						

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市民税課長 佐藤 幸士	市民税課長 片倉 昭彦	事後	
平成28年7月15日	II 特定個人情報ファイルの概要2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	
平成28年7月15日	4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	委託事項2「申告情報のパンチ入力業務」	委託事項2「申告情報のパンチ入力業務」削除	事後	業務の見直し
平成28年7月15日	別紙2 No. 1	子育て支援課	子ども保育課	事後	
平成29年7月27日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市民税課長 片倉 昭彦	市民税課長 三浦 幸喜	事後	
平成31年2月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ②システムの機能	追記	扶養是正情報等のデータ送信	事後	
平成31年2月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ①システムの名称 ②システムの機能	新規記載	①証明書コンビニ交付システム ②1. 証明書データ作成機能 住民の証明書請求に基づき、機構が管理する コンビニ交付証明書交付センターからの要求に 応じて課税証明書のデータを作成し、住民が請求したコンビニ等のマルチコピー機へデータを 送信する。 2. 個人住民税システムとの情報連携 個人住民税システムで税証明に関する異動 等が発生した際に個人住民税システムから課 税証明書に関する異動情報を受信する。	事後	
平成31年2月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 三浦 幸喜	市民税課長	事後	
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	追記	照会を受けたら都度	事後	

令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年4月1日	要3 特定個人情報の入手・	河北総合支所市民生活課、雄勝総合支所市民生活課、河南総合支所市民生活課、桃生総合支所市民生活課、北上総合支所市民生活課、牡鹿総合支所市民生活課	河北総合支所市民福祉課、雄勝総合支所市民福祉課、河南総合支所市民福祉課、桃生総合支所市民福祉課、北上総合支所市民福祉課、牡鹿総合支所市民福祉課	事後	
令和3年11月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	5件	事後	
令和3年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1名称	個人住民税ユニットの運用	税系システム群個人住民税ユニット運用支援業 務	事後	
令和3年11月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社 インテック	インテック・JET石巻市運用支援業務共同企業 体	事後	
令和3年11月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	
令和3年11月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	会社と従事者名簿の提出	削除	事後	
令和3年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する 調査、作業指示に基づくデータ抽出等の実行	削除	事後	
令和3年11月10日	□特定個人情報ファイルの概要4.特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無 ※	再委託する	再委託しない	事後	
令和3年11月10日	要4. 特定個人情報ファイル	業務の一部再委託に限り、やむを得ない事情がある場合に再委託名称・再委託理由・安全性の確保等を書面により、事前に申請し承認を得るケースに限る。	削除	事後	

令和3年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの概要を1. 特定個人情報ファイル	納税通知書等作成封入•封緘	削除	事後	
	の取扱いの委託 委託事項2 ⑥再委託事項 II特定個人情報ファイルの概				
令和3年11月10日	要4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	申告支援システム保守点検	申告支援システム保守点検及び税制改正等対 応	事後	
令和3年11月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人未満	事後	
令和3年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④再委託の有無※	再委託する	再委託しない	事後	
令和3年11月10日	の取扱いの委託 委託事項3 ⑤再委託の許諾方法	業務の一部再委託に限り、やむを得ない事情がある場合に再委託先名称・再委託理由・安全性の確保等を書面により、事前に申請し承認を得るケースに限る。	削除	事後	
令和3年11月10日	の取扱いの委託 委託事項3 ⑥再委託事項	申告支援システム保守点検	削除	事後	
令和3年11月10日	の取扱いの委託 委託事項4 ②委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人未満	事後	
令和3年11月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	TIS株式会社 公共·宇宙事業部	株式会社 インテック 仙台センター	事後	
令和3年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④再委託の有無※	再委託する	再委託しない	事後	
令和3年11月10日	要4. 特定個人情報ファイル	業務の一部再委託に限り、やむを得ない事情がある場合に再委託先名称・再委託理由・安全性の確保等を書面により、事前に申請し承認を得るケースに限る。	削除	事後	
令和3年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥再委託事項	国税連携及びeLTAXによる申告データ運用	削除	事後	

令和3年11月10日	耳特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5名称	新規記載	税系システム群個人住民税ユニット保守業務	事後	
令和3年11月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	新規記載	税系システム群個人住民税ユニットの保守及び 税制改正等対応	事後	
令和3年11月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②委託先における取扱者数	新規記載	10人未満	事後	
令和3年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	新規記載	株式会社 日立システムズ 東北支社	事後	
令和3年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④再委託の有無※	新規記載	再委託する	事後	
令和3年11月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤再委託の許諾方法	新規記載	業務の一部再委託に限り、やむを得ない事情がある場合に再委託先名称・再委託理由・安全性の確保等を書面により、事前に申請し承認を得るケースに限る。	事後	
令和3年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥再委託事項	新規記載	他システム連携に関する仕様調整・テスト・問合せサポートに係る一部作業	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第一	番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和4年11月30日	I基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	財務部市民税課	総務部市民税課	事後	

令和4年11月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要2. 基本情報 ③事務担当部署	財務部市民税課	総務部市民税課	事後	
令和4年11月30日	安3. 特定個人情報の人手・		総務部市民税課、市民生活部渡波支所、市民 生活部蛇田支所、市民生活部稲井支所、市民 生活部荻浜支所	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②委託先名	株式会社 インテック 仙台センター	株式会社 日立システムズ 東北支社	事後	
令和4年11月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 別紙2 移転先 No2	市民相談センター	総合相談センター	事後	
令和4年11月30日	移転先1 別紙2 移転先 No11	福祉総務課	保健福祉総務課	事後	
令和4年11月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 別紙2 移転先 No20	生活再建支援課	生活再建支援室	事後	
	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先	石巻市財務部市民税課	石巻市総務部市民税課	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名		TOPPANエッジ株式会社(特別徴収)、株式会社ビー・プロ(普通徴収)	事後	
令和5年11月22日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ③委託先名	新規記載	個人住民税申告書作成等業務 個人住民税申告書作成等 10人未満 株式会社 ホクトコーポレーション 再委託しない	事後	